

謝金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の主催する教育研修事業において講演等の業務を依頼した場合、及び有識者であって学会員ではない者にその他の事業又は委員会等の活動への協力を依頼した場合の謝金の支払いに関する事項を定める。なお、学術大会に係る講演等謝金については、この限りではない。旅費については別に定めるところによる。

第2章 教育研修事業にかかる謝金

(講師謝金)

第2条 本学会が事業計画に基づき主催する資格講座、セミナー等の講師に対する講演謝金は以下の通りとする。

- 一 弁護士、医学系学会の認定する専門医、大学教授またはこれに準ずるもの
1時間につき 20,000円
- 二 これ以外の者
1時間につき 15,000円

2 支払対象とする時間は、当日打合せ及び質疑応答時間を含めた講演時間とし、移動時間は含まない。

3 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

第2条の2 本学会が資格講座、セミナー等の講演を録画し後日利用する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、講師謝金は1時間につき4万円とする。

この場合において、本学会は当該動画の利用の許諾を受けたものとし、学会の教育活動上必要な範囲においてこれを利用する。また、本学会による動画の利用及び保有の期間は、録画の日または契約で別途定める日から最大3年間とする。

(資料作成謝金)

第3条 資格講座、セミナー等の講師が、受講者向けの資料を作成、配布した場合の資料作成謝金は以下の通りとする。

- 一 高度な法律的知識を要するもの
1件 10,000円
- 二 それ以外のもの
1件 5,000円